

前橋市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正について
(議案第23号)

職員課

1 改正の理由

本市の常勤職員等であった者で、引き続き会計年度任用職員となったものに係る年次有給休暇の取扱いを明確化する。

2 主な内容

本市の常勤職員等であった者で引き続き会計年度任用職員となったものに係る常勤職員等としての年次有給休暇の残日数については、20日を限度として、会計年度任用職員としての任期に繰り越すことができることとする。

3 施行期日等

公布の日（令和2年4月1日から適用する。）